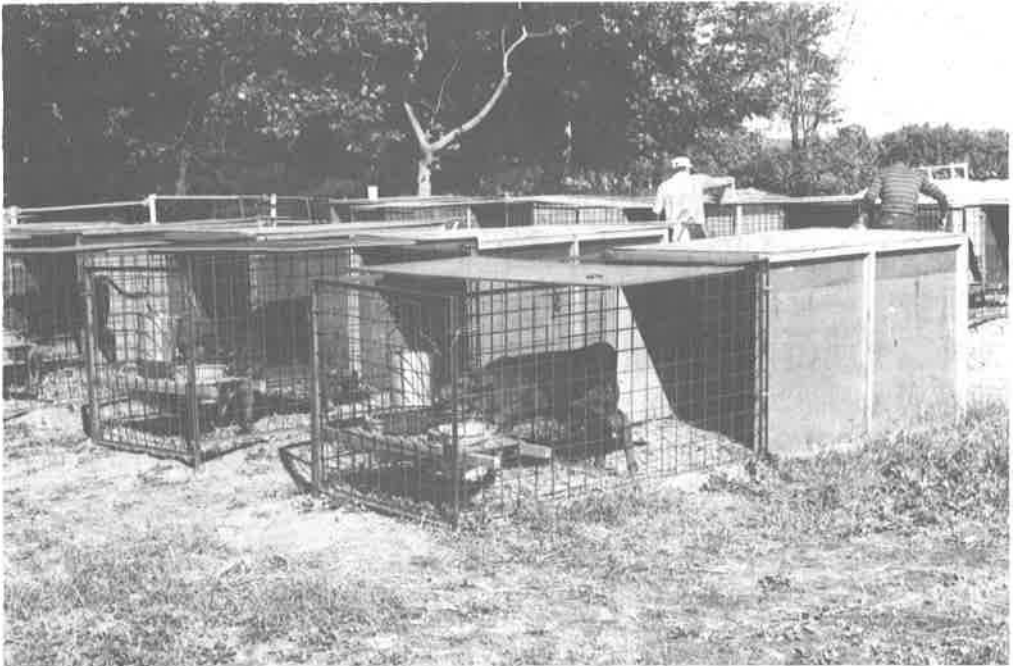




酪農試験場だより

No. 61

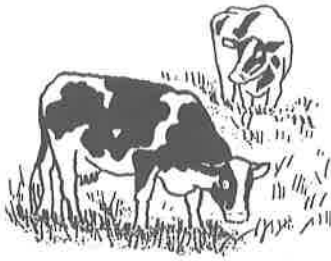


和牛子牛の人工哺育風景

内容紹介

- 1 放牧の季節がやってきました
- 2 ロールボールサイレージの給与について
- 3 確定申告のはなし

放牧の季節がやってきました



優良な後継牛の育成には、良質粗飼料の給与が欠かせません。しかし、昨年のような冷夏では思うように夏作物が収穫できず、粗飼料の確保に苦労されている酪農家の方も多いと思います。

公共育成牧場は、低料金で安定的に良質粗飼料を食べさせてくれます。これまで牧場に預託放牧をしなかった酪農家の方、今年は粗飼料費の軽減と後継牛育成の手間を省くために、是非預託してみたいかがでしょうか。

放牧をすると、①強健性に優れた牛が育成できる。②経済的である。③手間がかからない。④糞尿処理の軽減が図れるなど多くのメリットがあります。

ここで、放牧効果を最大限に上げるために、酪農家側で忘れてはならないのが馴致です。牛舎内で貯蔵飼料主体で飼われていた育成牛が、いきなり青草しかない野外に放されてもすぐには順応できず、発育停滞や疾病を招く結果となります。放牧馴致は牛を放牧環境に順応させるとともに、第1胃内の微生物を青草に合ったものにし、放牧初期の発育停滞や疾病による損耗を防止するために実施します。

放牧馴致の要点

(1) 気象に対する馴致

パドックなど舎外に出し、直射日光、風雨、外気温等放牧環境に近い条件に慣らす。

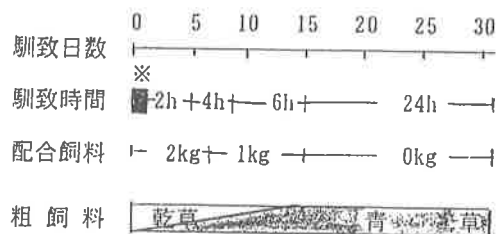
(2) 飼料に対する馴致

貯蔵飼料主体の飼料給与に慣れた消化器官を青草に合った環境に慣らすために、徐々に飼料の切り換えを行う。入牧10日前には、放牧あるいは繋牧で青草のみの採食とする。

(3) 集団に対する馴致

できるだけ多くの頭数を集めて馴致する。

馴致のスケジュール



注 ※ ■ は舎飼

ロールベールサイレージの給与について



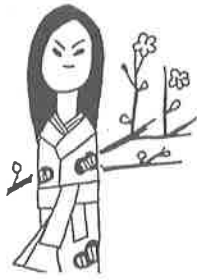
牧草を円筒状に梱包するロールベール、そのロールベールをフィルムで密封するベールラップの導入は著しく、県内でも平成4年までに、それぞれ325台、161台が利用されています。ロールベールは当初乾草調製用、稲わら収集用に導入されましたが、現在はロールベールサイレージ(フィルムでラップする)の利用仕向が最も多くなっています。

給与方法としては、ほぐして給与できますが、そのままパドックに運搬し、古いトラックの荷台など適当な架台に置いて給与する方法が最も省力的です。なお、飼料の混合を目的とする場合は、専用の細断機が必要になります。また、搾乳牛、乾乳牛及び育成牛が群分けされていれば、ロールベールサイレージの飼料価値と発酵品質に応じた給与ができます。例えば、高品質サイレージは搾乳牛に、中程度の品質のものは乾乳牛にというようにです。

更に、スタンションなどの撃留方式牛舎では、朝、夕の搾乳時にトウモロコシサイレージと配合飼料を与え、あとはパドックでロールベールサイレージを自由に採食させるなどの方法もあります。一方ロールベールサイレージを低水分化すれば、長い形態であるため乾草の代替ができます。いずれの場合もロールベールサイレージの品質の善し悪しによって乳量変動があるので、良質原料草の使用と徹底した管理が重要です。

酪農試験場では、ロールベールサイレージと地下式サイレージの採食性と調査するために給与試験を実施しました。ロールベールサイレージ(無切断)の採食量は、地下式サイレージに比べ低い値になりましたが、これは切断長や発酵品質の差が影響したと考えられました。しかし、ロールベールサイレージの採食量は1日の搾乳牛の平均的な粗飼料摂取量(乾物で体重の1.2%以上)を満たしていましたので、十分に利用できると思われます。

さらにロールベールサイレージの飼料特性を明らかにするために、引き続き試験を実施中です。



確定申告のほなし

先日、経営関係の研修会で「居宅の事業専用割合」が話題となりました。

青色申告をしているほとんどの農家が、その割合を10%に設定しているということなのです。現在、この紙面を読んでいるあ

なたはいかがでしょうか？ 10%になっているとすれば、根拠はありますか？

本来、青色申告は実態主義に基づいて申告されるもので、居宅の事業専用割合も、個々の農家の実態によって違ってきます。

同じようなことで、専従者給与の決め方があります。いくら経営内容が良くても、専従者に対して特別な理由もなく、月給100万円以上を支払うことは認められません。反面、多くの農家で扶養控除の該当から外れることを考えるあまり、専従者給与を低く抑えすぎているという指摘もあります。つまり実際に支払っていない賃金は申告できませんが、年額100万円以上を支払って、源泉税を徴収し扶養控除から外れても、申告者自身の所得金額との関係で節税を回れる場合があるということです。

実際には、「居宅の事業専用割合」も「専従者給与」も今回の申告で急に変更することはできませんが、居宅を新築した時や、税務署が認定してくれた場合は変更が可能です。

ただし、先程も述べましたとおり、青色申告は実態に即して申告するものですから、酪農家で「居宅の事業専用割合」を相当高くすると、申告者自身の所得金額よりも専従者一人に支払う金額が多い場合にはまづ認められません。

また、節税を考えるあまり経費ばかりを計上しようとする、そればかりに目が向いて、往々にして申告内容に矛盾が生じ、つじつまが合わなくなることが多いという指摘もありました。

酪農試験場だより No. 61

平成6年3月1日

栃木県酪農試験場

〒329-27 西那須野町林松 298

電話 0287-36-0230